

高村京子議員の6月県議会での質問と答弁の要旨を紹介します。一般質問、答弁の全文はホームページの[議会の様子](#)からご覧いただけます。



* コロナ禍による観光関連産業への支援について *

高村 7月からスタートする「県民支えあい観光産業緊急支援事業」の事業運営のスキーム（計画・構想）は。また、今回の事業実施にあたり、地元旅行事業者に対する事務費等の支援をすべきでは。

観光部長 県観光機構が全体業務を行い、一部を民間事業者に委託し、県及び県観光機構と連携して事業を推進していくスキームだ。事務費としてお渡しするわけではなく、本事業を最大限ご活用いただき、継続的な経営につなげていただくよう支援していく。

高村 地元旅行事業者がやりがいを持って活躍できるよう支援してほしい。

* 介護事業所の現状と抜本的な支援について *

高村 介護事業所はコロナ禍で衛生資材の高騰と利用者減により厳しい経営となっている。県として手厚い支援を検討し、国に対して介護事業所への抜本的支援と介護職員の処遇改善を求めてほしい。

知事 国に対しては備品購入等への経費支援や、コロナ以前の問題だが介護従事者の給与等の処遇改善を、新型コロナウイルスに関連しての緊急提言の中に盛り込み、国に求めてきている。今後とも状況を把握し、県としても必要な支援の充実に努めていく。

* 小・中・特別支援学校等の給食費無料化について *

高村 県として市町村と連携して、給食費の無料化を検討すべきだ。

教育長 学校給食法に基づき、保護者は食材費を学校給食費として負担するとなっている。県として給食費の無償化を検討するのは難しい。

* 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例案について *

高村 知事の、国の特措法にはない宿泊施設の休業等の協力依頼に対しても県民は協力してきた。この間の総括を行い、課題を明らかにすべき。条例の必要性は。

知事 必要性は幾つかの視点があり、大きく4点申し上げたい。①県として一定の考え方基本的な枠組を示し、共通認識の下で対策が進められる。②特別法だけでは対応しにくく、法律を補完するという観点で必要。③暮らしや事業活動に影響が大きいため一定のルールや手続きを明確化することが重要。④差別的取り扱いの禁止等についても定めたい。

高村 知事による私権制限になりかねない条例を今議会で拙速に制定すべきではない。

※質問を終えて※

外出、営業自粛による苦悩の声が多く寄せられました。引き続き、感染予防に努めながら、社会経済活動の回復に力を合わせましょう。

